

神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者への食料支援や炊き出し、食事の提供、ホームレス巡回相談、スマートフォンや充電器の貸出し等を実施する活動を行う団体に対し、神奈川県が予算の範囲内で「神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金」(以下「支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法第3条第1項に規定する者をいう。
- (2) かながわ生活応援サイトとは、かながわ生活困窮者自立支援ネットワークが作成した、神奈川県内の民間団体や自治体、関係機関の情報が掲載された総合検索サイトをいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者は、神奈川県内の自治体と連携して、生活困窮者への支援活動(食料支援や炊き出し、ホームレス巡回相談、スマートフォンや充電器の貸出し等)を継続的な活動としている団体とする。

(支給要件)

第4条 支援金の支給は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- (1) 神奈川県内に活動拠点があること。
- (2) 生活困窮者への支援活動(食料支援や炊き出し、ホームレス巡回相談、スマートフォンや充電器の貸出し等)を月1回以上実施し、1年以上の活動実績があること。
- (3) 神奈川県内の自治体と連携して活動を行っていること。
- (4) 「かながわ生活応援サイト」に登録すること。(既に登録している者は新たな登録は不要。)
- (5) 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- (7) 生活困窮者に対する活動支援等の事業運営を適切に行うこと。
- (8) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。
- (10) 食事の提供にあたっては、食品事故防止に努め、必要な衛生管理を徹底すること。
- (11) 食物アレルギーを原因とした事故等の発生防止に努めること。

(支援金の支給額)

第5条 支援金の支給額は、1団体あたり7万円とする。ただし、支援金の支給を申請する団体が、神奈川県内に複数の活動拠点を有する場合は、1市区町村あたり1箇所まで活動拠点に応じて支援金を支給することができる。

2 前項の支援金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(支援金の申請)

第6条 支援金の支給を申請しようとする者は、神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金支給申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金口座振込依頼書及び振込先口座の通帳等の写し
- (2) 「かながわ生活応援サイト」への情報掲載依頼書兼誓約書
- (3) 団体の役員名簿（役員の役職名、氏名（フリガナ付き）、生年月日、性別、住所を記載）
- (4) 活動内容が確認できる、写真・ホームページの活動内容掲載箇所・その他の記録

（支援金支給の決定及び通知）

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、支援金を支給することを決定した場合は、神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金支給決定通知書（第2号様式）により、支援金を支給しないことを決定した場合は、神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金不支給決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

（支援金の支給）

第8条 知事は、前条により支援金の支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対して、通知した日から起算して30日以内に支援金を支給するものとする。

（暴力団排除）

第9条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ支援金の支給を受けようとする者又は支援金の支給を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（支給決定の取消し）

第10条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給決定を取消することができる。

- (1) 支給決定者が、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 支給決定者が、前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第 11 条 知事は、前条の規定により支給決定の取り消しをした場合において、すでに支援金を支給しているときは、期限を定めて、支給した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県知事 殿

申請者 住所
団体名
代表者名

神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金 支給申請書

次のとおり、神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

団体名			
(フリガナ) 団体代表者			
	役職名：	代表者氏名：	
団体連絡先	担 当 者 ： 郵便番号 ： 住所 ： 電話番号 ： メールアドレス：		
活動目的			
団体種別	☐ 社会福祉法人 ☐ NPO法人 ☐ 任意団体 ☐ 医療法人 ☐ 学校法人 ☐ 宗教法人 ☐ 株式会社 ☐ その他		
団体構成人数	人		
活動開始年月			
支援金申請額	1 団体あたりの支 援金額 × 活動拠点数または拠点のある市区町村数※ = 支援金申請合計額		
	7 万円 × () 市区町村 = () 万円		

※同一市区町村内に複数の拠点がある場合は、1 拠点のみ申請できます。
(次頁へ続く)

主な支援対象者 (複数選択可)	☐ 子ども ☐ 学生 ☐ 若者 ☐ 中高年 ☐ 高齢者 ☐ 障がい者 ☐ 生活困窮者 ☐ 女性 ☐ ひとり親世帯 ☐ 外国籍県民 ☐ その他 (具体的な対象者：)				
活動拠点※ ※事務所や相談場所 などの不動産のこと。 炊き出し等、設 営・撤収により移動 できるものは含ま ない。	拠点名称		拠点場所		
活動実績 ※直近6ヶ月分の各 月ごとの主な活動を 記載	日時	開催場所	活動内容	活動における工夫・課題	人数
					人
					人
					人
					人
					人
					人
連携した活動を行 った市町村	☐ 横浜市 ☐ 川崎市 ☐ 相模原市 ☐ 横須賀市 ☐ 平塚市 ☐ 鎌倉市 ☐ 藤沢市 ☐ 小田原市 ☐ 茅ヶ崎市 ☐ 逗子市 ☐ 三浦市 ☐ 秦野市 ☐ 厚木市 ☐ 大和市 ☐ 伊勢原市 ☐ 海老名市 ☐ 座間市 ☐ 南足柄市 ☐ 綾瀬市 ☐ 葉山町 ☐ 寒川町 ☐ 大磯町 ☐ 二宮町 ☐ 中井町 ☐ 大井町 ☐ 松田町 ☐ 山北町 ☐ 開成町 ☐ 箱根町 ☐ 真鶴町 ☐ 湯河原町 ☐ 愛川町 ☐ 清川村				

福子総第号
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金 支給決定通知書

令和 年 月 日付けの神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金支給申請書（以下「申請書」という。）により申請のあった神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金（以下「支援金」という。）については、審査の結果、支給することとしましたので、通知します。

1 対象活動

申請書に記載されているとおり

2 支援金の支給額

円

問合せ先
福祉子どもみらい局福祉部
生活援護課
生活困窮者対策グループ ○○
電話 045-285-0190（直通）

第3号様式（第7条関係）

福子総第 号
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金 不支給決定通知書

令和 年 月 日付けの神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金支給申請書により申請のあった神奈川県生活困窮者支援団体応援支援金については、審査の結果、不支給とすることとしましたので、通知します。

不支給の理由